（海事振興・防災危機管理調整官及び海事保安・事故対策調整官）

第十一条の二　運輸部に、海事振興・防災危機管理調整官及び海事保安・事故対策調整官それぞれ一人を置く。

［項を削る。］

2　海事振興・防災危機管理調整官は、命を受けて、運輸部の所掌事務のうち、海事の振興、交通に関連する防災及び危機管理に関する重要事項についての企画及び立案並びに調整に関する事務を整理する。

3　［略］

（総務部に置く課等）

第十二条　総務部に、次の七課及び一室並びに調査官、監査官、庁舎管理官及び安心・安全対策推進官それぞれ一人を置く。

総務課
人事課
会計課
企画調整課
防災・危機管理課
情報システム管理課
跡地利用対策課
公正取引室

（企画調整課の所掌事務）

第十五条の二　企画調整課は、次に掲げる事務をつかさどる。

一　総合事務局の所掌事務に関する政策の企画及び立案に関する調整に関すること。
二　振興開発計画の作成に関する事務で他の所掌に属しないものを行うこと。
三　振興開発計画の推進に関する事務で他の所掌に属しないものを行うこと。
四　振興開発計画の作成及び推進に関する各部の事務の取りまとめに関すること。
五　沖縄における経済の振興及び社会の開発に関する施策に関する事務で他の所掌に属しないものに関すること。

（防災・危機管理課の所掌事務）

第十五条の三　防災・危機管理課は、次に掲げる事務（他部の所掌に属するものを除く。）をつかさどる。

一　［略］
二　総合事務局の所掌に係る危機管理に関する事務の総括に関すること。

（情報システム管理課の所掌事務）

第十六条　［略］

（国際観光調整官、海事振興調整官及び海事保安・事故対策調整官）

第十一条の二　運輸部に、国際観光調整官、海事振興調整官及び海事保安・事故対策調整官それぞれ一人を置く。

2　国際観光調整官は、命を受けて、国際観光の振興に関する重要事項についての企画及び立案並びに調整に関する事務を整理する。

3　海事振興調整官は、命を受けて、海事の振興に関する重要事項についての企画及び立案並びに調整に関する事務を整理する。

4　［同上］

（総務部に置く課等）

第十二条　総務部に、次の七課及び一室並びに調査官、監査官、庁舎管理官及び安心・安全対策推進官それぞれ一人を置く。

総務課
人事課
会計課
防災・危機管理課
情報システム管理課
調査企画課
跡地利用対策課
公正取引室

［条を加える。］

（防災・危機管理課の所掌事務）

第十五条の二　防災・危機管理課は、次に掲げる事務（他部の所掌に属するものを除く。）をつかさどる。

一　［同上］
二　総合事務局の所掌に係る危機管理（国民の生命、身体又は財産に重大な被害が生じ、又は生じるおそれがある緊急の事態への対処及び当該事態の発生の防止をいう。以下同じ。）に関する事務の総括に関すること。

（情報システム管理課の所掌事務）

第十五条の三　［同上］